

## 居住地以外の場所（選挙区）への投票を認めている海外の事例について

(マレーシア)

### 1 導入の時期、経緯（背景）

マレーシアにおいて投票者が割り当てられる選挙区は投票者の身分証明書に登録された住所とされ、これは選挙制度発足時から変更は加えられていない。

1990年第15規則(国家登録規則)によれば、マレーシアで身分証明書を有し、新しい住所で90日間以上滞在する者は、身分証明書の住所を変更しなければならないとされている。しかしながら、変更しないことについて罰則規定も無いこと等から、身分証明書に記載された住所を変更しない有権者が一定数存在しており、居住地以外の場所での投票が、政府の意図とはそぐわない形で行なわれている。よって、いわゆる「ふるさと投票」制度のような、居住地以外の場所での投票を有権者に行わせる積極的な施策は取られていない。

有権者が選挙区を変更する具体的な方法について参考までに記載する。まず、国家登録局（JPN）で身分証明書の住所を更新し、次に、有権者は関連する州選挙管理局（SPR）、郵便局、または MySPR Register（<https://mysprdaftar.spr.gov.my>）を通じて、選挙管理局に選挙区画の変更を申請する必要がある。この身分証明書の住所更新が行なわれていないために、選挙区も変更されないまま、従前の居住地で投票が行われる場合がある。

(出典：<https://www.jpn.gov.my/my/perkhidmatan/kad-pengenalan/mykad-tukar-alamat>)

### 2 対象選挙

#### (1) 総選挙

#### (2) 補欠選挙

総選挙は国会もしくは州議会が5年の任期を経て解散した際に実施されるものとし、補欠選挙は下記のいずれの事由で国会もしくは州議会の空席を満たすために行われるものとする。

- ・死亡
- ・辞職
- ・資格を失った場合
- ・選挙裁判所にて選挙結果が無効と判断された場合

(出典：<https://www.spr.gov.my/ms/pilihan-roya/penjalanan-pilihan-roya/umum>)

### 3 選挙権の要件

マレーシア憲法の第119条によると、下記の条件を満たした対象者は選挙人として登録できる：

- (1) マレーシア国籍を有すること
- (2) 18歳及びそれ以上であること
- (3) 選挙区で居住していること
- (4) マレーシア憲法第119(3)に基づき、資格を失っていないこと

(出典：<https://www.spr.gov.my/ms/pilihan-roya/umum-0>)

### 4 選挙区を選択方法

身分証明書に登録された住所が選挙区になるため、選択することはできない

(出典：<https://www.spr.gov.my/ms/pilihan-roya/soalan-lazim/pendaftaran-pertukaran-alamat-dan-maklumat-dalam-daftar-pemilih>)

## 5 選挙権の行使方法

居住地以外の投票に限らず、一般的な選挙の行使方法であるが、

- 選挙日に、選挙人名簿に名前が登録された選挙人は割り当てられた選挙区の投票所で投票できる。
- 投票時間は 08:00～18:00（サバ・サラワクの投票時間は 7:30～17:30）。
- 投票人は投票所にて名前を確認された後に投票用紙を受領し、割り合てられた番号の列に並ぶ。
- 順番が来たら、投票ブースで記載される手順に従い投票を行う。
- 投票後に、速やかに投票所を去る。

（出典：<https://www.spr.gov.my/ms/pilihan-raja/penjalanan-pilihan-raja/umum>）

## 6 選挙権行使の支援措置

無し

## 7 不正防止措置（二重投票の防止等）

居住地以外の投票に限らず、一般的な不正防止措置であるが、二重投票などの不正を防ぐために、投票後の投票者は指に簡単には落ちないインクをつけなくてはならない。

（出典：<https://www.nst.com.my/news/politics/2018/03/351048/left-index-finger-crucial-anatomy-ge14>、<https://www.nishinippon.co.jp/image/37576/>）

## 8 国会議員定数への反映

無し

## 9 住所地以外の選挙権の有権者数

不明（現住所地にて適切に住民登録を行っていない国民数という観点からも調査をしたが、そのような統計も確認できなかった。）